

みどり市過疎地域持続的発展計画 (案)

令和8年 月

みどり市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市及び過疎地域の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	みどり市行財政の状況	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針	14
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	15
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7)	計画期間	16
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	18
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	18
(3)	計画	18
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	20
3	産業の振興	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	22
(3)	計画	23
(4)	産業振興促進事項	27
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	27
4	地域における情報化	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	29
(3)	計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	30
5	交通施設の整備、交通手段の確保	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	計画	32
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	36
6	生活環境の整備	37
(1)	現況と問題点	37
(2)	その対策	38
(3)	計画	39
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	39

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	4 1
	(1) 現況と問題点.....	4 1
	(2) その対策	4 1
	(3) 計画	4 1
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 5
8	医療の確保.....	4 7
	(1) 現況と問題点.....	4 7
	(2) その対策	4 7
	(3) 計画	4 7
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 7
9	教育の振興.....	4 9
	(1) 現況と問題点.....	4 9
	(2) その対策	4 9
	(3) 計画	4 9
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 1
10	集落の整備.....	5 3
	(1) 現況と問題点.....	5 3
	(2) その対策	5 3
	(3) 計画	5 3
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 4
11	地域文化の振興等.....	5 5
	(1) 現況と問題点.....	5 5
	(2) その対策	5 5
	(3) 計画	5 5
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 6
12	再生可能エネルギーの利用の推進.....	5 7
	(1) 現況と問題点.....	5 7
	(2) その対策	5 7
	(3) 計画	5 7
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 8
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	5 9
	(1) 現況と問題点.....	5 9
	(2) その対策	5 9
	○事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分.....	6 0

1 基本的な事項

(1) 市及び過疎地域の概況

ア 自然的条件

みどり市は、平成 18 年 3 月 27 日に、新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村が合併して誕生した、群馬県で 48 年ぶりにして 12 番目の新しい市である。

群馬県の東部に位置し、総面積は 208.42 km²。市域は桐生市、栃木県日光市を始め、群馬、栃木県の 7 市と接しており、首都東京から 100 km 圏内にある。

東町区域（以下「東町区域」という。）は、みどり市の北部、栃木県との県境に位置し、東西 18km、南北 12km、総面積 141.57 km²と広大で、その約 9 割を森林が占める。

東町区域の気候は、地形が複雑であるため一様ではないものの、近隣に設置されている気象庁の気象観測システムによると、場所によっては、夏期に降水量が増えることはあるが、降雪は年に数回を数える程度である。

大間々町区域（以下「大間々町区域」という。）は、みどり市の中部に位置し、東西 9km、南北 13km の長さがあり、総面積 48.05 km²である。

大間々町区域は、北はみどり市東町、南はみどり市笠懸町、東西は桐生市に接している。

本区域は、足尾山系の山懐に抱かれた山間地と、そこに源をもつ渡良瀬川の清流がつくった大間々扇状地の要に位置する河岸段丘場の平坦地によって形成されている。そして、総面積の約 7 割を占める緑豊かな山々や溪谷美を誇る高津戸溪谷など、多くの自然に恵まれている。

気象は、冬季に「赤城おろし」と呼ばれる北風の強く吹き付ける寒冷な時期もあるが、降雪はまれである。また、年間を通して降水量も比較的少ないうえ、晴天も多く温暖である。

イ 歴史的条件

(ア) 東町区域

東町区域は、江戸時代に徳川幕府の直轄領土となり、足尾銅山の粗銅を江戸へ運ぶための「銅山街道」の整備に伴い、沢入と花輪に銅問屋が設けられた。また、この街道が日光東照宮参詣の裏街道としても利用されたことから、宿場として大いに栄えた。

大正元年、足尾鉄道（後の国鉄足尾線、現在のわたらせ溪谷鐵道）の敷設工事を契機に沢入地区の「みかげ石」採掘が開始されると、区域外でも都電の敷石や建築用材として広く利用されるようになった。

昭和 52 年、草木ダムの完成により、国道 122 号の整備、日足トンネルの開通と相まって、東町区域が観光地として歩み始めることとなった。

(イ) 大間々町区域

江戸時代、足尾銅山で採取されていた幕府御用の銅を運ぶ、銅山街道の宿場になってから

町は急速に発展し、絹糸と農産物の集散地として、また交通の要衝地として繁栄した。

また、明治 45 年には、足尾鉄道の全線が開通し、沿線地域の発展に重要な役割を果たしてきている。現在では、わたらせ渓谷鐵道と名前を変え、トロッコ列車などで全国的に高い知名度を誇っている。

他にも、明治 16 年の開業時、県下初の私立普通銀行であった旧大間々銀行を活用した大間々博物館や、昭和 12 年建築の全国でも有数の木造二階建ての芝居小屋である、ながめ余興場など貴重な建造物も現存する。

ウ社会的条件

(ア) 東町区域

人口減少や高齢化に伴って、就業者数が減少しており、地域の経済活動は縮小傾向にあると考えられる。就業地は、笠懸町、大間々町及び桐生市などの区域外が多い状況であり、日常の買い物や医療、高等学校なども区域外に依存している状況である。

道路に関しては、国道 122 号が唯一東町区域外へとつながっている。この国道は、観光地「日光」へのルートとして、春から秋にかけて通過車両が増加するため、通過地点だけの存在とならないような工夫が求められる。

(イ) 大間々町区域

人口減少や高齢化に伴って、地域の経済活動が縮小傾向にあると考えられる。就業地及び通学先は、大間々町に隣接している桐生市などの区域外が多い状況になっている。

道路に関しては、首都圏から日光市に至る国道 122 号が南北に走り、国道 122 号から岐路する国道 353 号が中之条町へと延びている。鉄道は、わたらせ渓谷鐵道が桐生市から東町を経て日光市足尾町に至っている。また、東武浅草駅を始発、赤城駅を終着とし、大間々町区域と首都圏を結んでいる東武鉄道のほか、上毛電気鐵道が西桐生駅から大間々町区域を経て中央前橋駅まで延びている。

エ経済的条件

(ア) 東町区域

東町区域の代表的な産業であった石材産業（みかげ石採掘・加工）は、かつて、東町区域の経済の主力であったが、近年は安価な外国産材の影響や内外の競争激化から、販売額が大幅に減っている。かわって、自動車部品製造業とその関連プラスチック製造業が東町区域全体の出荷額のほとんどを占めるようになったが、地域の若者が就業するための十分な受け皿とはなっていない。

また、観光産業の確立を目指し整備してきた公共施設は、東町区域にとって貴重な雇用の場となっているが、観光入込客数が減少しているため、観光施設の運営見直し、施設整備も大きな課題となっている。

農林業を取り巻く経営環境は、極めて厳しい状況である。農業においては、気候や地域の特性を活かした農産物を生産し、農産物直売所等を利用して販売する農業者もいるが、担い手の高齢化や区域外への流出により、遊休農地が増え、それと比例するように有害鳥獣による被害が拡大している。

林業においては、長期にわたる木材価格の低迷と成木への熊の皮剥等が、林家の経営意欲を低下させる一因となっている。

(イ) 大間々町区域

大間々町区域は、かつて足尾銅山から江戸まで銅を運ぶ上での宿場町として栄えた歴史があり、その後も一時期は個人商店で賑わったが、大型店舗の影響等により、現在では空き店舗や空き家の増加が課題となっている。

ただし、令和4年度から市が推進するリノベーションまちづくりにより、空き店舗を活用した新規出店が出てきており、活気が出始めているエリアも存在する。

他には、わたらせ渓谷鐵道やながめ余興場などの観光資源はあるものの、その他のコンテンツの不足などもあり、特に若年の観光客を継続的に呼び込む強い誘因にはなっていない。

農業においても、小規模生産の農家が比較的に多く、加えて少子高齢化による担い手不足、獣害などにより厳しい経営状況にある。

林業に目を向けると、大間々町区域の森林はみどり市の約2割を占めており、そのうちの約半数は人工林となっている。東町区域同様に、長期にわたる木材価格の低迷や野生獣による被害により、林家の経営意欲を低下させている。

オ過疎の状況

本市の人口は昭和45年以降、平成7年にかけて急増し、その後は緩やかな増加となっており、平成17年以降は減少に転じている。

このような人口減少の主要因は、高度経済成長期における生産年齢層の都市部への流出であり、我が国の経済構造に大きく起因するものではあるが、農林業経営に対する先行き不安感がマイナスに作用した面もあると考えられる。

過疎化が進む中、東町区域は昭和51年度に過疎地域対策緊急措置法の指定を受けてから、平成2年度に過疎地域活性化特別措置法、平成12年度に過疎地域自立促進特別措置法、令和3年度には現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と、継続して過疎地域と指定され、長きにわたり過疎対策事業債を活用し積極的に公共施設等の整備に力を注いできた。交通・通信体系の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設の整備、産業振興等、重要な事業は、国・県の各種支援により推進でき、このことは大きな成果が得られたものと考えられる。

このような状況の中、令和2年度国勢調査の結果を踏まえ、人口要件及び財政力要件を満たしたことから、令和4年4月1日付けで大間々町区域が「一部過疎」として指定されるこ

ととなった。

カ社会経済的発展の方向の概要

○産業構造の変化・地域の経済的な立地特性

東町区域の産業構造は、かつては養蚕、畑作、林業といった第一次産業が中心であった。その後、第二次産業、第三次産業を主体とした都市型の就業構造へと変化してきている。

近年の国勢調査における産業構造を産業別就業者数で見ると、第三次産業就業者が全体の半分以上を占め最も多く、第二次産業就業者が約 3 割、第一次産業就業者が 1 割未満となっている。

大間々町区域の産業構造についても、第三次産業就業者数が 6 割以上を占め最も多く、第二次産業就業者数が約 3 割、第一次産業就業者数は 1 割未満となっている。

○県の総合計画における枠組みを踏まえた市発展の方向の概要

群馬県では、新・群馬県総合計画及びぐんま快疎化リーディングプラン（群馬県過疎地域持続的発展方針）において、その地域ならではの魅力や資源、文化などを活かした他にはない独自の価値を創出し、その魅力で人々を引きつけられるような状況を「快疎」と称し、県全体でその実現を目指している。

また、みどり市では、「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」を将来像とする第 2 次みどり市総合計画を策定し、人と豊かな自然が共生し、人の活動とまちの資源が織りなす豊かなまちづくりに取り組んでいる。

みどり市では、これらの計画との整合性を図るとともに、また、隣接市との連携を図りながら、その取り組みを進めていく。

（２）人口及び産業の推移と動向

（ア）人口の推移と動向

本市の人口は昭和 45 年以降、平成 7 年にかけて急増し、その後は緩やかな増加となっており、平成 17 年以降は人口減少に転じている。

国勢調査によると、東町区域の人口は昭和 22 年の 8,020 人を頂点に、その後減少の一途をたどっており、今後も人口の減少は続くと考えられる。年代別の構成比では、年少人口（15 歳未満）は出生者数の減少により年々その構成比は小さくなっている。一方で、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、近年では人口の半数以上が高齢者となっている。

これらのことから、東町区域における少子高齢化は顕著であり、今後もさらに加速していくことが予想される。

大間々町区域の人口については、全国・群馬県と同様に、昭和 60 年まで緩やかに増加傾向で推移していたが、平成 2 年以降は減少傾向にあり、特に山間部の北部地域になるとその傾向が顕著である。

今後も人口減少が予想される中、アクセス面でのメリットを活かしつつ、まちの魅力創出を通じた移住・定住施策の促進が求められる。

表 1-1(1)人口の推移 (国勢調査)

東町区域

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,048	人 5,157	% △26.8	人 3,876	% △24.8	人 2,948	% △23.9
0 歳～14 歳	2,695	1,058	△60.7	677	△36.0	263	△61.2
15～64 歳	3,841	3,503	△ 8.8	2,387	△31.9	1,669	△30.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,267	1,155	△ 8.8	553	△52.1	386	△30.2
65 歳以上 (b)	512	596	16.4	812	36.2	1,016	25.1
(a)/総数 若年者比率	% 18.0	% 22.4	—	% 14.3	—	% 13.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.3	% 11.6	—	% 20.9	—	% 34.5	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,526	% △14.3	人 2,077	% △17.8	人 1,701	% △18.1
0 歳～14 歳	178	△32.3	114	△36.0	58	△49.1
15～64 歳	1,376	△17.6	1,042	△24.3	738	△29.2
うち 15 歳～ 29 歳(a)	279	△27.7	176	△36.9	114	△35.2
65 歳以上 (b)	972	△4.3	921	△ 5.2	903	△ 2.0
(a)/総数 若年者比率	% 11.0	—	% 8.5	—	% 6.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 38.5	—	% 44.3	—	% 53.1	—

大間々町区域

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,012		人 22,190	% 23.2	人 23,417	% 5.5	人 21,427	% △8.5
0 歳～14 歳	5,694		5,699	0.1	4,305	△24.5	2,963	△31.2
15～64 歳	11,191		14,689	31.3	16,026	9.1	13,523	△15.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	—		5,254	—	4,806	△8.5	3,272	△31.9
65 歳以上 (b)	1,127		1,721	52.7	3,072	78.5	4,901	59.5
(a)/総数 若年者比率	—		23.7	—	20.5	—	15.3	—
(b)/総数 高齢者比率	6.3		7.8	—	13.1	—	22.9	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,191	% △5.8	人 19,176	% △5.0	人 17,880	% △6.8
0 歳～14 歳	2,685	△9.4	2,240	△16.6	1,776	△20.7
15～64 歳	12,190	△9.9	10,813	△11.3	9,598	△11.2
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,572	△21.4	2,362	△8.2	2,152	△8.9
65 歳以上 (b)	5,307	8.3	6,000	13.1	6,305	5.1
(a)/総数 若年者比率	% 12.7	—	% 12.3	—	% 12.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 26.3	—	% 31.3	—	% 35.3	—

みどり市（旧笠懸町、旧大間々町、旧東村）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 33,442	人 40,061	% 19.8	人 49,502	% 23.6	人 51,705	% 4.5
0 歳～14 歳	11,082	10,178	△ 8.2	9,609	△ 5.6	7,858	△18.2
15～64 歳	20,192	26,647	32.0	33,821	26.9	33,661	△ 0.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	8,053	9,574	18.9	10,157	6.1	8,432	△17.0
65 歳以上 (b)	2,168	3,236	49.3	6,072	87.6	10,186	67.8
(a)/総数 若年者比率	% 24.1	% 23.9	—	% 20.5	—	% 16.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 6.5	% 8.1	—	% 12.3	—	% 19.7	—

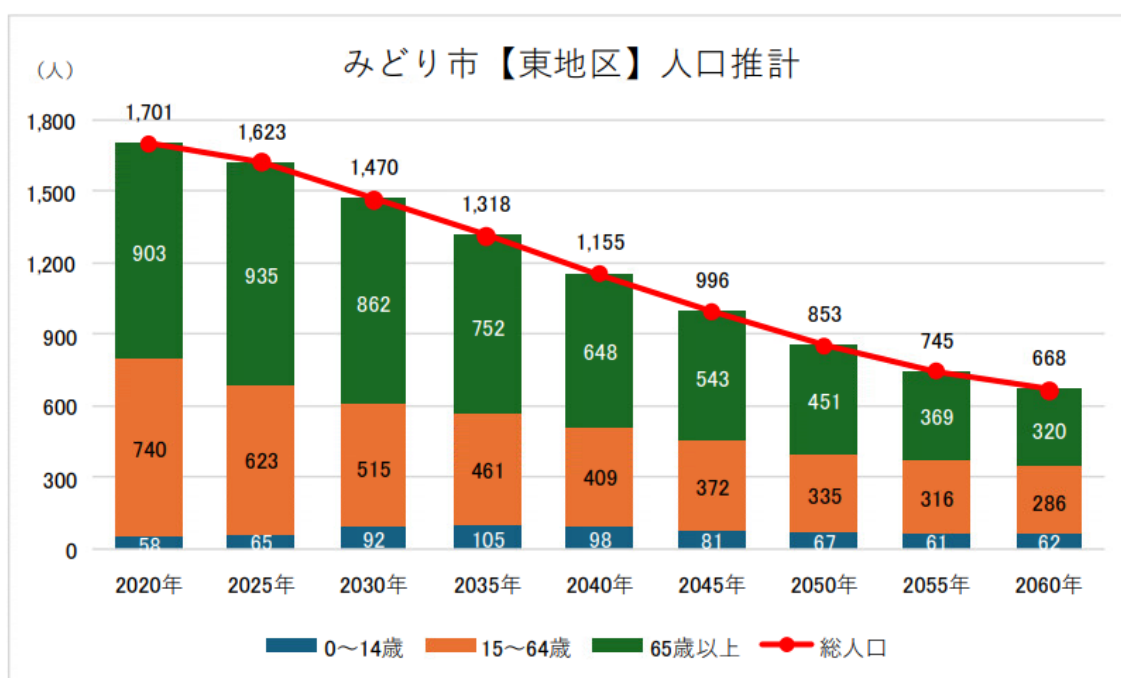
区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 51,899	% 0.4	人 50,906	% △ 1.9	人 49,648	% △ 2.5
0 歳～14 歳	7,632	△ 2.9	6,833	△10.5	5,904	△13.6
15～64 歳	32,578	△ 3.2	29,966	△ 8.0	28,254	△ 5.7
うち 15 歳～ 29 歳(a)	7,246	△14.1	6,791	△ 6.3	6,740	△ 0.8
65 歳以上 (b)	11,632	14.2	13,709	17.9	14,832	8.2
(a)/総数 若年者比率	% 14.0	—	% 13.3	—	% 13.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 22.4	—	% 26.9	—	% 29.9	—

表 1-1 (2) 人口の現状と見通し

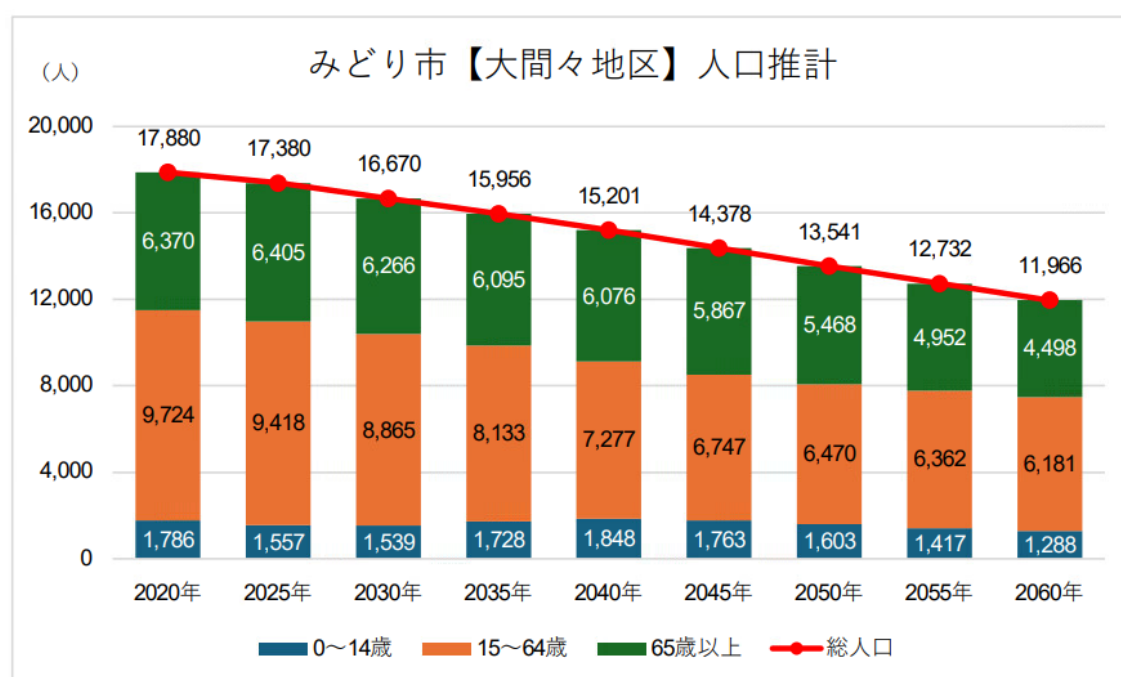
出典 みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略 中期改訂版 (令和 7 年 3 月 改定)

※数値は、出生率を 2025 年 1.4、2030 年から 1.8 などとして推計

東町区域

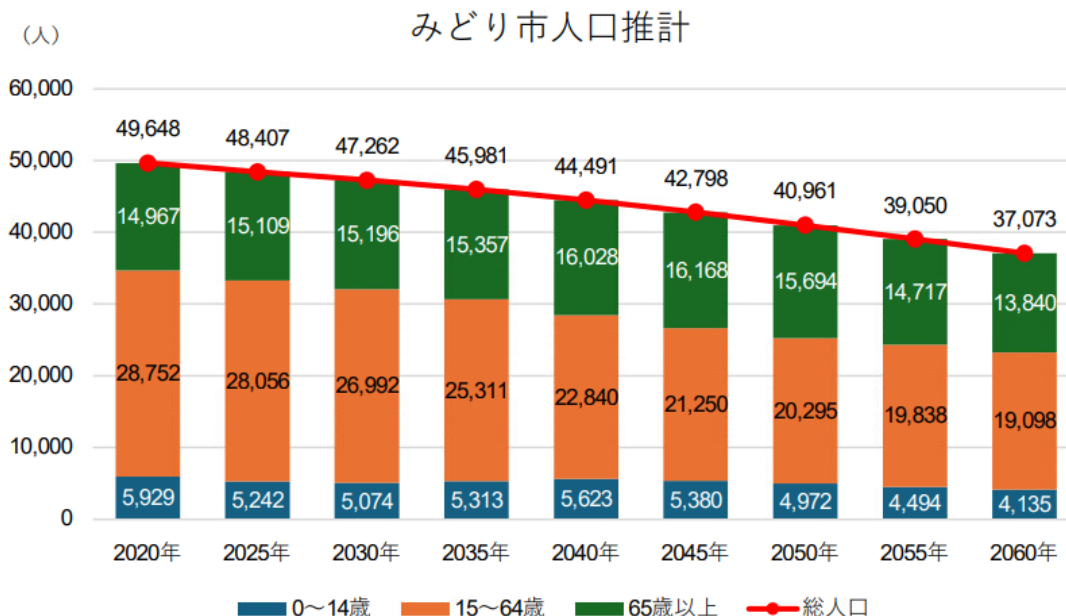


大間々町区域



みどり市

※市全体の推計は、笠懸地区を含む地区別推計を合計したもの



(3) みどり市行財政の状況

(ア) 財政の状況

合併算定替終了による普通交付税額の減少などにより、年々市財政の状況は厳しくなっている。その中でも東町区域においては、市道や林道などのインフラ整備に加え、老朽化が進む施設改修などに過疎対策事業債を充当しており、今後は施設整備に加え、移住・定住促進や地域間交流などの事業においても積極的に過疎対策事業債を活用し、地域の持続的発展を図る。

また、大間々町区域についても、市道や林道の整備及び改修事業並びに橋梁等のインフラ整備と、老朽化の進んだ施設の改修工事を計画している。ソフト事業においても公共交通の支援などを行っている。

(イ) 行政の状況

東町区域は、行政改革の一環として事務組織の見直しを随時検討してきた。事務の効率化、住民サービスの更なる充実等を図るため、平成16年4月、6課1局であった事務組織を6課1室1局とする機構改革を行った。さらに合併後機構改革を経て、みどり市東支所1課体制となっている。

東町の行政区域は、平成20年4月1日から、旧東村当時の10行政区を5行政区に統合しており、今後は人口減少や地域住民の意見を考慮しつつ、集会施設等の集約化や管理のあり方等を検討する必要がある。

なお、大間々町の行政区についても、平成 20 年 4 月 1 日から、旧大間々町当時の 23 行政区を 17 行政区に統合している。

(ウ) 公共施設等の整備状況

公共施設状況調査からみた東町区域及び大間々町区域の整備状況（表 1-2 (2)）は、わずかずつではあるが整備が着実に進捗している。東町区域の水道はその地形から簡易水道で供給し、その普及は全地域に及んだ。

道路の改良を始め、舗装率も伸びているが、今後も地域の自立・振興に道路整備を中心とした生活基盤整備は重要であることから、順次道路改良整備等を図る必要がある。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

みどり市 (旧笠懸町、旧大間々町、旧東村)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
	千円	千円	千円
歳入総額 A	18,942,501	20,922,962	28,655,088
一般財源	12,076,597	13,123,357	13,541,131
国庫支出金	2,320,650	2,377,862	9,223,866
都道府県支出金	1,402,780	2,337,540	1,782,631
地方債	1,664,700	1,503,800	3,359,700
うち過疎対策事業債	13,400	215,800	176,300
その他	1,477,774	1,580,403	747,760
歳出総額 B	17,913,322	19,829,242	27,091,323
義務的経費	8,385,933	8,954,335	9,121,510
投資的経費	2,257,556	2,792,764	4,483,994
うち普通建設事業費	2,257,335	2,792,764	4,483,994
その他	7,269,833	8,082,143	13,485,819
過疎対策事業費	167,372	347,270	258,797
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,029,179	1,093,720	1,563,765
翌年度へ繰越すべき財源 D	198,837	318,296	271,734
実質収支 C-D	830,342	775,424	1,292,031
財 政 力 指 数	0.698	0.651	0.638
公 債 費 負 担 比 率	4.7	10.3	9.1
実 質 公 債 費 比 率	6.8	4.2	3.7
起 債 制 限 比 率	4.2	1.8	1.2
経 常 収 支 比 率	89.2	90.0	96.8
将 来 負 担 比 率	-	-	-
地 方 債 現 在 高	12,643,886	14,275,292	16,519,546

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

東町区域

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 道					
改 良 率 (%)	13.2	22.4	29.5	30.2	30.6
舗 装 率 (%)	6.1	45.6	48.3	50.2	49.3
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	71,419	94,165	98,352	91,818	89,248
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	16.1	22.1	23.4	16.9	16.5
水 道 普 及 率 (%)	88.2	90.4	96.4	98.68	99.78
水 洗 化 率 (%)	12.3	26.3	52.2	84.5	79.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

大間々町区域

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 道					
改 良 率 (%)	—	21.5	25.7	27.5	28.5
舗 装 率 (%)	—	48.0	51.2	52.4	53.1
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	14,544	25,351	33,791	50,396	41,400
林野 1ha 当たり林道延長 (m)			9.6	6.5	7.9
水 道 普 及 率 (%)	97.3	97.9	98.9	99.28	99.86
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	—	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

みどり市（旧笠懸町、旧大間々町、旧東村）

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 道					
改 良 率 (%)	21.5	25.0	31.3	33.8	35.6
舗 装 率 (%)	22.9	53.1	58.3	60.6	62.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	85,963	119,516	132,143	142,214	130,648
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	11.3	16.8	18.8	8.5	7.9
水 道 普 及 率 (%)	96.8	97.2	99.5	99.4	99.8
水 洗 化 率 (%)	—	—	72.2	89.2	87.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

（４）地域の持続的発展の基本方針

これまで東町区域は、従前の過疎地域自立促進計画等に基づき、財政支援を受け公共施設や生活基盤の整備を図ってきた。しかしながら、若年層を中心とした都市部への人口流出、少子高齢化など、依然厳しい社会潮流の中におかれ、過疎からの脱却には至っていない。

こうした状況を踏まえ、東町をさらに魅力ある地域にするため、地域で取り組む5年間のアクションプランとして、「みどり市東町地域ビジョン」などを策定した。

これまでのハード面を中心とした対策を継続的に実施するだけでなく、都市部など地域間交流の促進やSNSを活用した地域のPRなど、新たな時代に即した効果的なソフト面の充実・強化を図っていく。

また、令和4年に過疎地域に指定された大間々町区域とともに、みどり市総合計画で定める本市のめざす将来都市像である「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」の実現に向けて、次のとおり過疎対策のための基本方針を定める。

（ア）生活基盤の整備による地域資源の有効活用

生活基盤の継続的な整備により、森林・水といった農山村特有の資源を効果的に活用することで地域の活性化を促す。

（イ）自然と調和した環境の整備

地域独自の文化を継承するとともに、環境負荷の少ない自然と調和した社会づくりなど、住民や都市との連携により新しい需要に対応した取り組みを図る。

(ウ) 安心できる保健医療と福祉の充実

人々が助け合い、安心して暮らせる地域づくりのために、保健事業の充実、医療体制の確保、子育てのための支援体制づくり、また、高齢者福祉を中心に生きがいの持てる社会の実現を図る。

(エ) 豊かな生活を支える産業の育成

①農林業の振興

農林業の生産基盤を整備し、高齢化による担い手不足に歯止めをかけるため、各種団体と連携しながら、経営の合理化を進め、地域の特性を活かした農産物の生産や特産品の開発により、新たな販路の開拓で所得の向上を図る。

②商工業の振興

各種団体や産業の代表者からのアドバイスを活かし、地場産業の活性化と観光振興などを併せ持った新たな地域産業の確立を目指し、雇用機会の拡充を図る。

③観光業の振興

歴史的建造物や豊かな自然といった地域ならではの資源を生かし、新たな観光ニーズに対応するため、官民一体となって体制を整え、魅力ある観光地として消費拡大を図る。

(オ) 新時代を拓く人材の確保

地域の多様な資源の中に、新しい価値観を見出し活用することができ、新たな時代に対応できる人材の育成に努める。また、国の制度を活用しながら、都市地域から新たな人材の流入を促し、地域づくりを推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略において掲げた東町区域及び大間々町区域における出生率の向上に加え、後述する移住・定住促進事業などにより人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

また、交流人口の増加のため、東町及び大間々町の認知度向上と、観光・宿泊施設利用者の満足度の向上を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度実施しているまちづくり市民アンケートにおける、市民の施策に対する満足度等を踏まえつつ、住民基本台帳人口の社会増減等の状況に基づいて評価を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画におけるすべての公共施設等の整備について、みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、適切な規模で公共施設等の機能を維持しつつ、効率的・効果的な配置を目指す。

みどり市公共施設等総合管理計画では、本市の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定している。

公共施設を公共施設（建物）とインフラ資産（道路、橋梁等）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

(ア) 公共施設（建物）

①新規整備について

- ・施設の新設を行う場合は、住民ニーズ、建設コスト、管理運営、維持改修、解体、更新等に係る費用と、管理手法等について検討する。併せて、他施設の機能移転・代替、民間施設の活用や他施設との複合化等を検討する。

②施設の更新（建て替え）について

- ・施設の統合・整理や遊休地の活用を積極的に図り、施設の複合化などによって、住民サービスを維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営を一元化・効率化し、施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は処分を促進する。

③施設総量（総床面積）について

- ・機能移転が可能な施設や用途が重複している施設等については、住民サービスを考慮しながら統合や整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営の改善を徹底し、それでもなお稼働率が低い場合は、統合や整理も検討する。

④施設コストの維持管理、運営コストについて

- ・PPP^{※1}／PFI^{※2}の検討など、民間の力の活用を促進しながら公共施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努める。

※1 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）

…事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法

※2 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用）

…国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法

(イ) インフラ系公共施設

①現状の投資額（一般財源）について

- ・現状の投資額（一般財源）を予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランス良く実施する。
- ・優先順位の設定等により、予算の縮減に合わせた投資額を設定する。

②維持管理について

- ・維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進して維持管理費用を縮減する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

東町区域及び大間々町区域は、人口減少や少子高齢化が進行し、特に東町区域においては地域を支える担い手が不足し、集落としての機能を維持していくことが困難な状況になることが懸念されている。地域活力の低下を防ぐためには、既存住民のみを視野に入れた取り組みだけでは対処が難しくなっており、新規定住者や交流人口、関係人口の増加に取り組む必要がある。

また、移住・定住を促進するためには、住宅等の確保が必要であり、地域内需要や都市住民のニーズを把握しながら、賃貸物件や空き家などの需要に的確に対応することも課題である。

市内全域を対象に地域おこし協力隊制度を活用（東町区域は平成 28 年度から、大間々町区域は令和 3 年度から）し、隊員が、地域活性化や地域づくりの新たな担い手として、任期終了後の定住に繋がっている。

(2) その対策

- ・移住情報サイトや市外での移住相談会などを活用し、移住希望者に対して東町区域及び大間々町区域の魅力やニーズに合った有益な移住支援情報を集約して発信し、移住・定住を促進する。
- ・移住支援金などの金銭的な補助を含め、移住者及び移住希望者に対し必要な支援を行う。
- ・空き家などの調査等を行い、移住希望者向けの住宅等を確保することや、市サイトや民間不動産サイトから外部に情報発信などを行い、空き家再生・活用を推進する。
- ・空き家バンク登録物件の内部や外観を 360 度カメラで全方位撮影し、市サイト等で公開する。
- ・空家及び特定空家へ、「助言・指導」「勧告」「命令」などの適切な措置を行う。
- ・地域おこし協力隊の制度を活用し、地域の新たな担い手として活躍し、地域活性化を図りながら任期終了後に地域の一員として定住できるよう活動の支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊事業 ○具体的な事業内容 ・隊員の募集・任用及び任期終了後の定住・定着を目指し活動する隊員の支援	市	

		<ul style="list-style-type: none"> ○事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化や地域の新たな担 い手確保に寄与するもの ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化 ・新たな担い手確保 		
		<p>移住促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・移住や定住を検討している方 に対する相談業務や情報発信 ○事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が進む中、移住・定住 の促進に寄与するもの ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少の抑制 ・地域活性化 	市	
		<p>移住支援金交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件を満たす東京圏から の移住者に対し、移住に係る 一時的な経済負担を軽減する 支援金の支給 ○事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が進む中、東京圏から 本市への移住を促進するとと もに、地域の活性化に資する 人材の確保に寄与するもの ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・転入者の増加 ・地域の担い手確保 	市	
		<p>空き家利活用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの効果的な情報 提供として、内部や外観を 360 度カメラで撮影し、SNS 等で公 開する 	市	

		<ul style="list-style-type: none"> ○事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が進む中、全国から本市への移住を促進するもの ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の増加 ・移住希望者の利便性の向上 		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の待避所に指定されている施設もあるため、必要な施設については計画的に改修を行う。 ・公衆トイレは必要な施設であるが、施設の設置箇所や規模を検証し、統廃合も検討する。 ・使用されていない施設については、貸付などの有効活用を検討する。また、老朽化が進んでいる施設は廃止も検討する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農業

農業従事者の高齢化の進展や、後継者が他産業へ流出し、担い手が不足している状況にあり、遊休農地が発生している状況となっている。また、イノシシやシカ、サル等による獣害も深刻で、現状にさらに追い打ちをかけている。

このような状況から、ますます離農や農地の荒廃が懸念されるため、農業の経営面だけでなく、農業農村の有する多面的機能の維持という面からも対応が必要である。

(イ) 林業

長年にわたる木材価格の低迷等により、林業の経営環境は依然として厳しい状況にあり、林家の経営意欲の減退に伴う森林の荒廃や、従事者の高齢化が進む中、近年ではシカやクマによる獣害も深刻化しており、その対策に苦慮しているところである。

そのような状況の中で、地域おこし協力隊の任期終了した自伐型林業家が林業の一翼を担い、また切り出した木材を有効活用すべく、木工製品の開発や販売にも取り組んでいる。

(ウ) 商工業

人口減少や、東町、大間々町区域外への就労の影響などにより、両区域内の消費人口は減少している。また、経営者の高齢化や後継者問題なども重なり、事業の経営維持が困難な状況になるなど負のスパイラルに陥っている。

生活必需品等を提供する商店は、住民の日常生活に欠かせない存在であり、高齢化が進む地域社会を維持するため重要な役割を担っているが、地域の実情を見ると、自家用車や家族の送迎、公共交通機関などを利用し、両区域外の市街地で買い物等を済ませている現状もある。

今後、商業が衰退することによる生活利便性の低下や、それに起因する人口流出等を食い止めるため、商店等の減少に歯止めをかけるだけでなく、両区域を訪れる観光客をターゲットに新商品の開発や既存商品の価値を高めるなどの改善努力も必要になる。

他にも、地域特性を生かした地場製品の創出や、新たな産業の進出など、発展的な取組も必要である。

(エ) 観光

市を縦断する国道 122 号は、観光地日光への主要ルートであるが、現状では観光客の多くが日帰り・通過型であり、観光客の入り込みを活かしきれていない。滞在型観光への転換を図るためには、点在する施設を結ぶ交通手段の対策も課題である。

今後、観光客を呼び込むためには、既存施設の魅力向上や新たなコンテンツの創出が課題

となる。

(2) その対策

(ア) 農業

- ・農業生産活動等が継続的に行えるよう、傾斜地等による農業生産に関する不利を補正する制度の活用などで、多様な担い手の確保に努める。
- ・地域の中心となる担い手の育成のため、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を促進する。
- ・集落営農組織に農業機械の導入を支援し、生産性の向上と省力化による農地の維持・保全及び耕作意欲の維持を図る。
- ・鳥獣被害防止計画に基づき、地域の実態に即した被害防止対策を実施する。

(イ) 林業

- ・森林の効率的な管理・経営と総合的な活用を図るため、作業路網の整備や計画的な林道の維持保全を進める。
- ・広域での組織的な共同施業の推進や、労働力の安定確保を図るため、林業従事者に対する就労条件の改善及び労働安全衛生の確保に務める。
- ・自伐型林業の推進や市産材集積場整備を通じ、市有施設等における再生エネルギーの熱利用を促進させ、地域材の循環利用拡大を図る。
- ・森林を林業経営の場としてだけでなく、保健休養や教育、レクリエーションの場として積極的な活用を図る。
- ・鳥獣被害防止計画に基づき、地域の実態に即した被害防止対策を実施する。

(ウ) 商工業

- ・地域の活力・雇用・生活基盤を守るべく、商店や製造業等を含めた既存事業者の事業継続や事業拡大、新規事業者による創業などについて、財政的な支援を行う。
- ・商工業において今後の発展の鍵となる ICT 分野に通じた情報サービス関連の事業者や地域に適した新たな事業者の誘致に取り組み、事業者が進出しやすい環境整備や資産取得の負担軽減を図る。
- ・新たな創業を後押しするため、創業に向けた講習会の斡旋や、起業に向けた制度融資を行う。
- ・事業拡大や創業等において市内遊休資産の活用を促進する。
- ・商業・鉱工業の持続的発展を実現させるため、新たな商品開発や既存商品の価値向上の取組を促進する。
- ・テレワークを活用した地方移住やサテライトオフィスの誘致を推進する。

(エ) 観光

- ・滞在型の観光を目指し、宿泊施設の整備を図るとともに、民間施設の利用促進を図る。
- ・豊かな自然や固有の建造物等を活用するなど、新たな観光需要に対応した事業を実施する。
- ・通過するだけの観光客を集落内へと誘導する観光ルートを確立する。
- ・市民が主体となり、魅力ある地域をつくり上げ、観光旅行者等を受け入れる役割を担い、何度も訪れたい地域づくりを目指す。
- ・市有施設などの利用促進を目的とした整備や、必要と考えられる新たな施設の設置などを行い、エリア一帯での観光振興に繋げていく。

なお、上記（ア）～（エ）に掲げる対策においては、群馬県や周辺市町村等と連携を図り、効率的かつ効果的な事業の推進に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業従事者支援事業 機械、設備購入補助金交付等	市	
	林業	作業道整備事業	森林組合	
		森林環境保全直接支援事業（造林・保育）A=90.0ha	森林組合	
		間伐推進対策事業 A=182.85ha	森林組合	
		作原沢入線(改良)	市	
		小平座間線(改良)	市	
		小中西山線(改良)	市	
		小中新地線(改良)	市	
		柱戸線(改良)	市	
		三境線(改良)	市	
		林道・作業道維持管理事業 林道延長 89,248m	市	
		塩沢小平線(改良・舗装)	市	
梅田小平線(改良)	市			

		孫線(改良)	市	
		八木原大畑線(改良)	市	
	(4) 地場産業の 振興 加工施設	東町食品等加工施設整備事業	市	
	(9) 観光又は レクリエーション	滞在型宿泊施設整備事業	市	
		公衆トイレ改修事業	市	
		ながめ余興場・ながめ公園施設 等改修事業	市	
		小平の里施設等改修事業	市	
		みどり市観光協会補助事業	観光 協会	
		わらべ工房アンテナショップ整 備事業	市	
		東町花桃関連施設整備事業	市	
		星野富弘生家改修事業	市	
		草木湖周辺整備事業	市	
		公園整備事業	市	
		大間々町観光拠点整備事業	市	
		東町観光拠点整備事業	市	
	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 第1次産業	農業従事者支援事業 ○具体的な事業内容 ・集落営農組織を対象に、農業機 械を導入する経費の一部を補 助金として交付 ○事業の必要性 ・生産性の向上と省力化による 農業の維持・保全及び農地の 耕作意欲の向上に寄与する。 ○見込まれる事業効果 ・農家の耕作意欲の向上 ・遊休農地の発生抑制及び解消	市	
	商工業・6次 産業化	空き店舗等活用支援補助事業 ○具体的な事業内容	市	

		<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗等を活用し出店する者を対象に、店舗改修に係る経費の一部を補助金として交付 ○事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるにぎわいの創出及び商業振興に寄与するもの。 ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のにぎわいづくり ・商工振興 		
		<p>事業者チャレンジ支援補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の振興及び地場製品の販路拡大を図るため、新商品開発や商品改良、販路拡大を実施する者に対して、経費の一部を補助金として交付 ○事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の事業者を支援することで地域産業の振興に寄与する。 ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・商工振興 	市	
		<p>店舗リニューアル補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・営業中の店舗改修等に係る経費の一部を補助金として交付 ○事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるにぎわいの創出及び商業振興に寄与するもの。 ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のにぎわいづくり ・商工振興 	市	

	観光	<p>花輪駅周辺活性化事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花輪駅周辺活性化プランに基づき、計画的に事業を推進し、地域活性化及び観光振興による交流人口の増加を図る。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人を呼び活気が生まれることで地域の活性化につながる <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の賑わいづくり 	市	
	企業誘致	<p>企業立地促進事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地に伴い企業等が取得した固定資産に係る固定資産税相当額を奨励金として交付。また、新規に地元での常用従業員を雇用した際、奨励金を交付 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進を図り、市民の雇用機会を拡大し、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与する。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の創出 	市	
	その他	<p>有害鳥獣対策事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲隊により、年間を通して有害鳥獣の捕獲を行う。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣による被害が深刻で、農林家の生産意欲を減退させている。 <p>○見込まれる事業効果</p>	市	

		<ul style="list-style-type: none"> ・農林家の生産意欲の向上 ・農林産物の生産性の向上 ・市民の生命・身体への被害の防止 		
--	--	--	--	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
東町区域 大間々町区域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施する。 ・ 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・舗装に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、維持管理費用の低減を図る。 ・ 施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの削減に努める。
スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数を経過している施設については、整備計画を策定し長寿命化等の対応を計画的に進める。 ・ 耐震補強が必要な施設については、今後の運営方針も検討した上で計画的に耐震化を進める。 ・ 利用目的が重複する施設が複数存在するため、必要な施設数量を把握し施設の集約化を検討する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の待避所に指定されている施設もあるため、必要な施設については計画的に改修を行う。

	<ul style="list-style-type: none">・公衆トイレは必要な施設であるが、施設の設置箇所や規模を検証し、統廃合も検討する。・使用されていない施設については、貸付などの有効活用を検討する。また、老朽化が進んでいる施設は廃止も検討する。
--	---

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

特に、立地条件から電波の受信状況が悪い地域に対しては、それを改善するためのハード整備を行い、日常生活や防災面などの情報取得に係る公平性を保つような施策を行ってきた。

また、市民生活の利便性向上に関わるデジタル化が急速に進む中、デジタルデバインド対策として、市民が情報を有効に活用するための情報リテラシー向上のための支援が求められている。

(2) その対策

- ・情報の発信に関わる施設やシステムの保守管理などの整備を行い、安心安全のための必要な情報を安定的に伝達する。
- ・情報リテラシー向上のため、デジタル機器の活用講座を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ難視聴対策施設維持管理事業 ○具体的な事業内容 ・テレビ難視聴対策設備の維持管理 ○事業の必要性 ・故障の悪影響を予防するため ○見込まれる事業効果 ・安定したテレビ電波の送信	市・任意団体	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	デジタルデバインド対策事業 ○具体的な事業内容 ・デジタル機器の取り扱いが苦手な高齢者を対象にスマートフォン等の使い方の講座を実施 ○事業の必要性 ・デジタル技術の活用が急速に	市	

		進む中、デジタル化の波に取り残されないようにするため ○見込まれる事業効果 ・デジタル化による恩恵の享受		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(ア) 道路・橋梁

東町区域及び大間々町区域には、首都圏から日光方面へ国道 122 号が通じており、市民、産業、観光交通に重要な役割を果たしている。

同国道は、春から秋にかけての観光シーズンには特に多くの利用があり、観光客を区域内へ導き、滞在させるための基盤整備が求められる。

また、東町地域においては、救急医療を始め、生活に必要な多くのものを区域外に依存している状況がある。

一方、大間々町区域においては、国道のほか、県道太田大間々線等が地域間相互を連絡し、生活や経済活動、観光交通等社会活動において重要な路線が通じているが、幹線道路が交差する箇所においては、朝夕を中心に慢性的な渋滞が発生しておりその解消が望まれている。

区域内の道路は、カーブや、起伏が激しい箇所、幅員の狭い箇所、舗装や橋梁が老朽化した箇所などがあるため、必要に応じて改良、維持改修、歩道整備など、自転車、歩行者などに配慮した交通安全対策に継続的に取り組む必要がある。

(イ) 公共交通

鉄道については、市内に 3 路線乗り入れており、わたらせ渓谷鐵道は桐生市、日光市を結ぶ路線として、主に観光や通学として利用されている。

上毛電気鉄道は、桐生市と前橋市を結ぶ路線であり、主な用途は通勤、通学である。

各鉄道の経営状況は今後も少子化に伴う人口減少により、厳しい状況に置かれることが予想される。

市が運営する路線バス、デマンドバスについては、利便性の観点から、その時々状況に応じたバス停や運行時間の検討、再編が必要となる。

これらの公共交通施策を効果的に実施するとともに、高齢化等に配慮した対応が求められている。

(2) その対策

(ア) 道路・橋梁の整備

- ・市道、橋梁について、生活や地域振興に必要な社会基盤として、目的に合った適切な整備を行う。
- ・災害時や緊急時にも対応できる区域外へと通じる複数の道路整備を行うとともに、国や県に対して整備を要望する。
- ・悪天候や自然災害に伴う対応において、必要とされる機械や備品などを導入し、通行確保に活用する。

- ・観光客等の道路利用者を区域内に誘導するため、幹線道路から区域内の拠点施設を結ぶ道路や休憩施設等を整備する。

(イ) 公共交通

- ・わたらせ渓谷鐵道及び上毛電氣鐵道は、大間々町区域や東町区域の自立促進のためには重要な交通機関であり、安定した運行を維持するため今後も引き続き支援を行う。
- ・路線バスやデマンドバスの運行は、生活者はもちろん、観光で訪れる人の利便性も考慮しながら、地域の実情に応じて、より効率的かつ効果的な運行を図る。
- ・交通空白地有償運送は、特に山間部などにおいて、移動手段に支障をきたしている住民への支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市道道路	市道1級24号線(水路新設)	市	
		市道1級24号線(舗装)	市	
		市道2級35号線(改良)	市	
		市道東1300号線(改良)	市	
		市道東2139号線(水路改修)	市	
		市道東1304号線(舗装)	市	
		市道東1351・1363号線(改良)	市	
		市道大間々7030号線(改良)	市	
		市道大間々3501号線(舗装)	市	
		市道大間々3279号線(舗装)	市	
		市道1級12号線(改良)	市	
		市道大間々4208号線(舗装)	市	
		市道1級10号線(舗装)	市	
		市道2級21号線(舗装)	市	
		市道1級22号線(舗装)	市	
		市道1級23号線(舗装)	市	
		市道1級13号線(舗装)	市	
		市道1級14号線(舗装)	市	
市道1級15号線(舗装)	市			
市道1級16号線(舗装)	市			

		市道 1 級 17 号線 (舗装)	市	
		市道 2 級 33 号線 (舗装)	市	
		市道 1 級 25 号線 (舗装)	市	
		市道大間々 3016 号線 (舗装)	市	
		市道大間々 4115 号線 (水路新設)	市	
		市道大間々 4070 号線 (水路新設)	市	
		市道大間々 4071 号線 (水路新設)	市	
		市道大間々 5020 号線 (舗装)	市	
		市道大間々 4108 号線 (改良)	市	
		市道大間々 4437 号線 (改良)	市	
		市道大間々 3130・3427 号線 (改良)	市	
		市道大間々 3127 号線 (改良)	市	
		市道大間々 3016 号線 (改良)	市	
		市道大間々 3337 号線 (改良)	市	
		市道 1 級 20 号線 (舗装)	市	
		市道大間々 4018 号線 (舗装)	市	
		市道 2 級 34 号線 (舗装)	市	
		市道大間々 5102 号線 (改良)	市	
		市道 2 級 31 号線 (舗装)	市	
		市道大間々 4472 号線 (舗装)	市	
		市道大間々 3254 号線 (舗装)	市	
		市道 2 級 35 号線 (舗装)	市	
		市道 1 級 20 号線 (改良)	市	
		市道大間々 3019 号線 (改良)	市	
		市道 2 級 25 号線線 (改良)	市	
		市道 1 級 23 号線 (水路新設)	市	
		市道大間々 3400 号線 (舗装)	市	
		市道 1 級 21 号線 (舗装)	市	
		市道東 1465 号線 (舗装)	市	
		市道大間々 4130 号線 (改良)	市	
		市道大間々 4316 号線 (改良)	市	
		市道 2 級 32 号線 (改良)	市	
		市道大間々 3301 号線 (舗装)	市	

橋りょう	7-13号橋(橋梁補修)	市	
	5-24号橋加藤畑橋(橋梁補修)	市	
	7-27号橋神戸橋(橋梁補修)	市	
	8-3号橋萬年橋(橋梁補修)	市	
	7-26号橋(橋梁補修)	市	
	5-1号橋横川橋(橋梁補修)	市	
	7-1号橋(橋梁補修)	市	
	7-2号橋(橋梁補修)	市	
	5-5号橋(橋梁補修)	市	
	5-7号橋(橋梁補修)	市	
	5-12号橋(橋梁補修)	市	
	8-5号橋(橋梁補修)	市	
	5-32号橋(橋梁補修)	市	
	7-22号橋(橋梁補修)	市	
	7-21号橋(橋梁補修)	市	
	5-2号橋草木橋(橋梁補修)	市	
	7-15号橋松島橋(橋梁補修)	市	
	下平橋(橋梁補修)	市	
	川下橋(橋梁補修)	市	
	宮下橋(橋梁補修)	市	
	木の宮橋(橋梁補修)	市	
	75号橋(橋梁補修)	市	
	31号橋(橋梁補修)	市	
	64号橋(橋梁補修)	市	
	7号橋(橋梁補修)	市	
	10号橋(橋梁補修)	市	
	9号橋(橋梁補修)	市	
	7-20号橋長寺橋(橋梁撤去)	市	
	83号橋(橋梁補修)	市	
	5-3号橋(橋梁補修)	市	
47号橋(橋梁補修)	市		
49号橋(橋梁補修)	市		
(5)鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両	鉄道輸送対策事業費補助事業	市	

	(6)自動車等 自動車	乗合バス購入事業	市	
	(9) 過疎地域持 続的発展特 別事業 公共交通	<p>鉄道輸送対策事業費補助事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業経常損失額の補助 ・線路、電路、車両の維持に係る補助 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の安全輸送の確保と経営安定化を支援し、地域住民や観光客の交通手段確保に寄与する。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通手段の確保 ・交流人口の増加 	団体	
		<p>交通空白地有償運送事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で通院や買い物等、外出時の移動手段に支障をきたしている地域住民に有償で移動支援を実施するもの <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部に位置する東町の公共交通は利便性が低く、有償運送事業は交通体系の利便性の向上に寄与している。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通弱者対策に寄与 	NPO 法人	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none">・ 構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施する。・ 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・舗装に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、維持管理費用の低減を図る。・ 施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。
橋梁	<ul style="list-style-type: none">・ 定期点検を計画的に実施し、橋梁の健全度を把握する。・ 予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指す。・ 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、維持管理費用の低減を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道施設

簡易水道により飲料水を供給している地区もあるが、生活様式の変化や給水人口の減少により給水量は減少傾向に転じているとともに、施設の老朽化が進んでいる。

十分な給水が図れるよう浄水場の整備を進めてきたが、今後は、既設の水道施設の維持改善については継続的に実施する必要がある。また、安全でおいしい水の確保を図るため、降雨時の水の濁りに対する水質保全対策や水源保護を目的とした水源地の保全を講じる必要がある。

今後の更新事業により管路の耐震管への切替えが課題となっている。

(イ) 汚水処理施設

汚水処理については、公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別浄化槽事業の3事業で行っており、公共下水道事業は、事業計画区域内に未整備の区域が残っており、早期完成を目指し整備を進めている。一方で、供用開始後30年を超える管渠等を有しており、適切な修繕や更新等を図る必要がある。

農業集落排水事業においては、老朽化に伴い維持管理や修繕費等が増加傾向である。

戸別浄化槽事業についても、同様に修繕費等の増加が懸念される。

(ウ) ごみ・し尿処理施設、排水処理施設

ごみ処理については、平成8年に旧桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合によって新設された施設を利用する形で、現在その業務は、桐生市に委託している。

平成22年度からは廃油回収事業、平成27年度からは古着・古布回収事業をそれぞれ開始し、資源リサイクルの推進にも取り組んでいる。今後は、分別収集の徹底や、生活様式の多様化から年々増加しているごみの減量化に積極的に取り組むとともに、不法投棄対策も講じていく必要がある。

し尿貯留場については、昭和60年から使用されている施設もあり、老朽化が懸念される。

東町区域及び大間々町区域の一部においては、合併処理浄化槽の普及を推進しているが、未だその普及率は充分とは言えない。

(エ) 消防施設

常備消防事務は、桐生市に業務を委託している。各地域には、分署が設置され、地元消防団と協力して消防業務に当たっている。消防施設の整備が充実してきている中で、施設の老朽化も懸念される。

また、消防水利については、地形の状態や集落が散在する状況から、未だに水利の悪い箇

所及び老朽化による漏水なども発生しているため、防火対策を講じて行く必要がある。

林野火災が起きた場合は、山林に囲まれている地域のため、被害は広範囲に及ぶ可能性もあることから、初期消火の徹底が望まれる。消防業務は、消防活動のほかに救助活動や災害活動の分野へとその業務が拡大しつつあることから、一層の防火・防災思想の徹底と資質の向上が課題である。

(オ) 公営住宅

市営住宅については、老朽化した市営住宅の効率的かつ円滑な更新が課題となっており、計画的かつ効果的な改修、修繕を行うことにより、市営住宅の長寿命化を図ることが必要となっている。

また、移住・定住を促進するためには、住宅の確保が必要であり、地域内需要や都市住民のニーズを把握しながら、空き家と市営住宅の需要に的確に対応することも課題となる。

(2) その対策

(ア) 水道施設

- ・飲料水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設の改良、長寿命化を図るとともに、給水人口の規模に応じた施設の整備など効率化を図る。
- ・管路の耐震化など災害対策を推進する。

(イ) 汚水処理施設

- ・安定した汚水処理を継続するため、施設の適切な維持管理を行うとともに計画的な新設、更新などの整備を行う。

(ウ) ごみ・し尿処理施設、排水処理施設

- ・ごみの減量化・分別収集の徹底に努めるとともに、資源リサイクルの推進、不法投棄の監視体制の強化に努める。
- ・適切な維持管理の下、し尿貯留場を運用し、故障等の不具合が生じた場合には、迅速に対応する。
- ・市独自で処理しなければならない事態を想定し、公共下水道や農業集落排水施設への投入・処理を検討する。
- ・環境保全に対する住民の意識の高揚を図り、合併処理浄化槽の設置補助制度を継続し、普及率向上を目指す。
- ・工場排水による河川の水質汚濁を防ぐための指導啓発に努める。

(エ) 消防施設

- ・施設について、老朽化対策、適正配置などのための整備を行う。

- ・施設の設備について、更新、新設などの整備を行う。

(オ) 公営住宅

- ・みどり市市営住宅長寿命化計画に基づいて、老朽化対策などのため、建物の整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業	市		
	その他	小水道施設整備事業	市		
	(2) 汚水処理施設 公共下水道	公共下水道施設整備事業	市		
	農業集落排水施設	農業集落排水施設整備事業	市		
	その他	戸別浄化槽施設整備事業	市		
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	し尿貯留場管理事業	市		
	その他	浄化槽設置整備補助事業	市		
	(5) 消防施設	消防庁舎整備事業		市	
		消防施設設備整備事業		市	
	(6) 公営住宅	中居団地改修事業		市	
		花輪団地改修事業		市	
		塩原下ノ台団地改修事業		市	
		神梅第2団地改修事業		市	
		神梅第3団地改修事業		市	
	大間々一丁目上原団地改修事業		市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
------	-------------

上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の平準化にも配慮しつつ、維持管理、改修等を計画的に実施していく。定期的な点検を行い、機能維持を図り、また、維持管理費の縮減に努める。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道については、長寿命化計画等に基づき、費用の平準化にも配慮しつつ、維持管理、改修等を計画的に実施していく。定期的な点検を行い、機能維持を図り、また、維持管理費の縮減に努める。
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎は地域の核となる行政施設となるため、定期的に点検や診断を行うことで施設の長寿命化を図るとともに、照明のLED化など長寿命化と併せて維持管理費の削減につながる改修を進める。 ・合併時から総合サービス型分庁方式を採用して庁舎の利活用を図っているが、分庁方式の検証や防災拠点としての庁舎のあり方など、今後の庁舎の方向性の検証を進める。 ・耐用年数を経過した消防施設については、長寿命化に係る整備計画の策定を検討する。また、耐震化が未実施な施設については、建て替えも含めた耐震化計画の策定を検討する。 ・現在、消防施設として使用されていない5施設については、使用状況を十分に把握し、廃止も含め今後の方針を検討する。
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・RC造り住宅については、市営住宅の長寿命化計画に基づき維持管理を継続する。 ・老朽化、居住水準の診断を行い、診断結果に基づき施設の建て替え、廃止等を計画的に行う。 ・耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要な耐震補強を行うことで施設の耐震化を進める。 ・木造及び簡易耐火住宅については、入居者の退去後に解体し施設数を縮減する。 ・民間住宅事業者等と住宅施策に対する協力、連携を進め、保有する物件の有効利用などの検討を行うことで更新費用の縮減を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(ア) 児童福祉

民営の保育園については、少子化の影響により園によっては園児の減少が見られる。

また、子育て世代の人口が減少している中で、子育ての悩みを共有できるつながりが求められているため、安心して子育てに取り組める環境づくりや、子育ての心理的な負担を和らげるための体制づくりが必要となる。

乳幼児健診などについても、適切な時期に健診を受けることができるよう、引き続き必要な支援を行っていく。

(イ) 高齢者の福祉

市全体として高齢化が進行する中、今後も高齢者福祉施設の需要が高まることが予想されるため、施設管理を継続して行っていく必要がある。また、施設や設備の老朽化に伴う改修なども見込まれる。

(2) その対策

(ア) 児童福祉

- ・出生者数の減少を踏まえ、国、県と連携して必要な対策を図るとともに、地域として子育てしやすい環境づくりを進める。
- ・子育て支援対策として、延長保育や学童保育など、保護者の負担軽減を図る措置を継続・支援していくとともに、入所者数に合わせた事業の見直しを検討していく。
- ・住民ニーズを把握し、充実した子育てサービスを提供する。
- ・母子保健事業では、母親同士の友達づくりや情報交換等、同世代の子を持つ親のコミュニティの場を提供する。

(イ) 高齢者の福祉

- ・老朽化が認められる施設の整備を行う。
- ・障害者や低所得者なども含め、入所や移動手段など日常生活において必要な支援を行う。
- ・緊急時などに対する体制の整備を行う。
- ・高齢者の不安解消や生きがいに資する施策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
-----------	--------------	------	----------	----

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保小中一貫教育推進事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センター改修事業	市	
	老人福祉センター	老人福祉センター改修事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<p>重度障害者理容サービス事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級を保有し、下肢機能並びに体幹機能に障害を持つ方で出張による理容サービスが必要な障がい者（児）に理容サービス券（1 枚 2,000 円分×4 枚）を交付する。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅において生活している重度身体障害児（者）に対し、衛生的で快適な生活に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問による理容出張サービスを受けることで、快適な生活へつながる。 	市	
		<p>重度障害者（児）福祉タクシー料金助成事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳重度 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の障がい者（児）に基本料金分のタクシー券（月 4 枚）を交付する。 	市	

		<p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）の社会活動の便宜を図り、もって福祉の増進に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加活動の促進や自立支援につながる。 		
		<p>特定疾患等患者見舞金支給事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県が実施する「特定医療（指定難病）の給付」「小児慢性特定疾患医療給付」の受給者及び「人工肛門・人工膀胱受術者」を対象に30,000円（生涯に1回）を給付 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援により、障がい者（児）への福祉の増進に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見舞金を支給することにより、当事者及び家族に対する慰労及び経済的な支援につながる。 	市	
		<p>ショートステイ事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活意欲が低下した要介護高齢者を養護老人ホーム等へ一次的に宿泊させる。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期宿泊により要介護状態への進行を予防するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防 	市	
		<p>緊急通報体制等整備事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態及び身体状況又は日 	市	

		<p>常生活動作に支障がある高齢者を対象に緊急通報装置を設置</p> <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独死の未然防止 ・医療費の削減 		
		<p>日常生活用具給付事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得高齢者へ日常生活用具を給付又は貸与 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の便宜を図り、福祉の増進に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防 	市	
		<p>福祉タクシー料金助成事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動困難な要介護認定高齢者を対象とした「福祉タクシー券」の交付 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会活動の便宜を図り、福祉の増進に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会活動への積極的参加 ・介護予防 	市	
		<p>敬老祝金事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・80歳以上の高齢者に祝金を贈呈 <p>○事業の必要性</p>	市	

		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を敬い、長寿を祝うことにより、生きがい対策とするもの。 ○見込まれる事業効果 ・生きがいづくり 		
		敬老旅行事業 <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 ・60歳以上の希望者を対象として年1回旅行を実施 ○事業の必要性 ・交流の促進を図り、高齢者の生きがい対策とするもの。 ○見込まれる事業効果 ・生きがいづくり 	市	
		安心支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 ・支援が必要な在宅高齢者に、家事、見守り及び労務の提供による支援を行う。 ○事業の必要性 ・日常生活の支援を行い、福祉の増進に寄与するもの。 ○見込まれる事業効果 ・介護予防 	市	
	(9) その他	屋内遊び場整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数や耐震補強を考慮した整備計画を策定し、施設の長寿命化を進める。 ・人口推計や施設利用者の見込みを把握し、市民ニーズに対応できるよう、施設配置や利用目的が重複する施設の集約化など効率的な施設のあり方を検討する。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・指定管理者が管理している施設のうち、民間で同様のサービス提供が可能なものについては、民間への譲渡も視野に入れ、今後の運営を検討する。 |
|--|---|

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

平日夜間及び休日の診療体制として、病院群輪番制や桐生市医師会による休日在宅当番医制及び平日夜間急病診療所の開設、桐生市歯科医師会による休日緊急歯科診療所の開設を行っている。

このように地域医療の維持・充実に努めているが、地域及び診療科による医師偏在や医師不足の面から地域医療体制の維持確保が必要となっている。

今後、人口の減少による患者数の減少などにより、医療機関の運営が困難となることが予想される。

高齢化が進み、老々世帯、独居の方が増加しており、診療所が閉鎖された場合には他区域まで通院する必要があるため、その交通手段の確保が課題である。

(2) その対策

- ・医療機関との連携を深めながら適切な医療、保健活動が行える施策を講じる。
- ・救急医療体制の整備・充実を図る。
- ・高齢者等交通弱者の移動手段確保のための対策を講じる。
- ・市有施設の老朽化対策及び安全面への配慮を行い、長期的な医療を提供していくための施設整備を行う。
- ・往診やオンライン診療の活用を図る。
- ・地域で必要な医療が受けられるよう 2 次救急病院との連携を図りながら、救急医療体制の整備・充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(2) 特定診療科 に係る診療 施設 診療所	あずま歯科クリニック管理事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
------	-------------

医療施設	<ul style="list-style-type: none">・今後の医療・保健分野や介護分野での課題や需要、地域の高齢化問題などを考慮すると、地域に必要な医療施設である。引き続き良好な医療サービスが提供できるよう計画的な改修により施設を維持していく。
------	---

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 学校教育関連施設

少子化の進行により、小中学校ともに小規模校化が進んでいるため、今後の児童生徒数の減少を見通したうえで、学校規模の適正について検討する必要がある。

また、児童生徒たちが安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の整備を進め、老朽化対策や防災機能強化を図り良好な教育環境の保全に努める。

(イ) 体育施設等

耐用年数を経過した施設が多いため、今後の人口減少を踏まえ、地域住民の意見を考慮しつつ、施設の集約化や管理のあり方等を検討する必要がある。

都市部との交流機会の増加を図りつつ、義務教育学校における特色ある教育に資する活用方法を模索する必要がある。

(2) その対策

(ア) 学校教育関連施設

- ・英語やプログラミングなど、特色ある教育の充実を図る施策を行う。
- ・各関係施設の規模適正化や老朽化対策、防災機能強化などを図り、適切な整備を行う。
- ・児童生徒の交通事故防止や保護者の負担軽減などの観点から、通学のための支援を行う。

(イ) 体育施設等

- ・市有施設などについて、市民の財産として慎重な検討のもと、適切な整備を行う。
- ・これまでの用途とは異なる新たな活用や老朽化による解体などを行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	大間々町区域小学校施設改修事業	市	
		大間々町区域中学校施設改修事業	市	
		東町区域義務教育学校施設改修事業	市	

屋内運動場	大間々町区域小学校屋内運動場改修事業	市	
	大間々町区域中学校屋内運動場改修事業	市	
	東町区域義務教育学校屋内運動場改修事業	市	
屋外運動場	大間々町区域小学校屋外施設改修事業	市	
	大間々町区域中学校屋外施設改修事業	市	
	東町区域義務教育学校屋外施設改修事業	市	
水泳プール	大間々町区域小学校水泳プール改修事業	市	
	大間々町区域中学校水泳プール改修事業	市	
	東町区域義務教育学校水泳プール改修事業	市	
スクールバス・ホート	大間々町区域小学校通学対策事業	市	
	東町区域義務教育学校通学対策事業	市	
(3)集会施設、体育施設等 公民館	東公民館解体整備事業	市	
	多世代交流館改修事業	市	
体育施設	東運動公園社会体育館改修事業	市	
	旧神梅小学校改修事業	市	
	大間々グラウンド改修事業	市	
文化財施設	文書史料保存倉庫解体整備事業	市	
図書館	図書館改修事業	市	
(4)過疎地域持続的発展特別事業 その他	わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助 ○具体的な事業内容 ・東町から高等学校等へわたらせ渓谷鐵道を利用し通学する	市	

		<p>生徒の通学費に対し、負担の軽減を図り過疎地域における定住を支援するため、通学費の一部を補助するもの。</p> <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東町から桐生方面への通学に利用する公共交通機関はわたらせ渓谷鐵道のみで、保護者の経済的負担の軽減に寄与している。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住促進に寄与 ・わたらせ渓谷鐵道の収益向上に寄与 		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
市民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設は耐用年数を経過した施設が多いため、計画的に改修や建て替え、耐震化を進める。また、今後の人口減少を踏まえ、地域住民の意見を考慮しつつ、施設の集約化や管理のあり方等も含め検討する。 ・文化施設は不特定多数の人が利用するため、特に安全性に重点を置いた点検、診断を実施する必要がある。既に耐用年数の半分以上を経過していることから、施設の長寿命化に向け計画的に改修を進める。
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館や図書館などの社会教育系施設は、地域住民の活動の拠点として重要な施設であり、長寿命化を図り施設を維持していく必要がある。 ・利用目的が重複する施設は、各施設の利用状況を見ながら集約化に向けた検討を進める。 ・文化財施設は建物自体の保存が必要なものもあるため、点検や診断を行い保存に向けた対応を進める。(市が管理する施設では、大間々町区域に旧大間々銀行(大間々博物館(コノドント館))やながめ余興場があり、東町区域には旧花輪小学校や旧今

	<p>泉家住宅などがある。)</p>
スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を経過している施設については、整備計画を策定し長寿命化等の対応を計画的に進める。 ・耐震補強が必要な施設については、今後の運営方針も検討した上で計画的に耐震化を進める。 ・利用目的が重複する施設が複数存在するため、必要な施設数量を把握し施設の集約化を検討する。
学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設は施設の長寿命化を図るとともに、児童・生徒が日常的に使用することや災害対応の観点からより安全性や耐久性を重視した改修を進める。 ・学校施設の事故を未然に防ぐため、事後保全から予防保全に転換し、突発的な事故による学校運営への影響を減少させるとともに維持管理費の縮減に取り組む。 ・各学校の改修にあたっては、児童・生徒数の動向を踏まえた全体的な計画を策定し、工事費や工事時期の平準化を図る。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化、若年人口の流失により、多くの集落において高齢者の割合が高くなっている。

このため、高齢者のみの世帯も増え、今後、農地や山林などの地域資源の管理や、相互扶助などの集落としての機能を維持することが困難な状況となることが懸念されている。

これまで交通・通信体系の整備を始めとした生活基盤の整備に取り組んできたが、集落が点在している状況下では、公共施設の整備及び配置について再編整備の検討が必要とされる。

また、集落機能を維持していくためには、住民同士の相互扶助等を促進するための支援策を充実させるとともに、「地域おこし協力隊」等のソフト面での支援も必要である。

(2) その対策

- ・地域団体や「地域おこし協力隊」等の外部人材との連携を図り、新たな振興策を推進する。
- ・移住定住の促進に関わる施設の整備を行う。
- ・観光振興のための施設やエリアの整備を行う。
- ・地域活動団体などに対する支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集 落再編整備	移住定住拠点整備事業	市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業 集落整備	花の里づくり事業 ○具体的な事業内容 ・観光資源の拡大と磨き上げの ため、花の植栽を行う。 ○事業の必要性 ・地域が主体となって活動を継 続することで地元住民の生き がいや地域の活性化を図る。 ○見込まれる事業効果 ・観光客の増加 ・地域の活性化	市	
		多面的機能支払交付金	任意	

		<p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者及び地域住民による共同活動によって、農地・道・水路等の地域資源の保全を行う任意団体の活動に対して補助を行う。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化・過疎化により維持管理が困難になっている農地・道・水路等の地域資源を農業者及び地域住民による共同活動で保全することで地域の遊休農地を解消することができる。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により環境整備を行うことで農業振興を図る。 	団体	
--	--	---	----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

市内には、シンボリック、または歴史的価値のある建造物が多く現存し、年間来館者数が一時40万人を超えた東町の「富弘美術館」や、県指定史跡である大間々町の「桐原郷蔵」、市指定重要文化財に指定されている「ながめ余興場」などがある。

しかし、近年では建物や設備の老朽化が目立ち、多くの修繕を要しているため、維持運営の検討が課題となっている。

また、市指定重要無形民俗文化財に指定されている「大間々祇園まつり」や「小夜戸小正月飾り」などといった文化が受け継がれ、保存会を中心に活動を行っているが、少子高齢化や人口流出などにより担い手が不足し、保存会としての活動や文化の継承が困難になることが懸念される。

他にも、群馬県桐生市と栃木県日光市をつないでいるわたらせ渓谷鐵道の沿線にある駅舎や橋梁、トンネルなど多くの関連施設が、国登録有形文化財に登録されている。

ただし、各施設では鉄道会社による安全面を考慮した管理はされているものの他の文化財と同様に経年劣化は否めず、維持管理方法が課題となっている。

(2) その対策

- ・文化施設同士が連携し、多重的な情報発信やイベントなど、エリア一帯での地域文化の振興と観光集客を図る。
- ・駅やその他の施設間との効果的な交通確保を図る。
- ・文化財や関係施設について、必要な整備を行い、観光資源として有効活用を図っていく。
- ・デジタル技術を活用した施策を行う。
- ・地域文化の継承のため、魅力を外部へ発信し、新たな担い手の確保を図る。
- ・民俗文化財が継承されるように支援するとともに、本来の姿が確実に継承されるように記録保存を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振 興施設等	童謡ふるさと館改修事業	市	
		富弘美術館改修事業	市	
	地域文化振 興施設	旧花輪小学校記念館改修事業	市	
		大間々博物館改修事業	市	
	(3) その他	指定文化財保存事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none">・ 公民館や図書館などの社会教育系施設は、地域住民の活動の拠点として重要な施設であり、長寿命化を図り施設を維持していく必要がある。・ 利用目的が重複する施設は、各施設の利用状況を見ながら集約化に向けた検討を進める。・ 文化財施設は建物自体の保存が必要なものもあるため、点検や診断を行い保存に向けた対応を進める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーの利用の促進については、令和3年12月に表明した「みどり5つのゼロ宣言」の中の宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」及びゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギー導入目標を設定し、太陽光発電システムや木質ペレットストーブ、薪ストーブなどの脱炭素に資する設備に対する補助金交付を行い、再生可能エネルギーの利用促進につながる施策を展開している。

また、木質バイオマスの利用促進を目的として、木質ペレットストーブを庁舎に設置するなどし、市民に対しPRも行っている。

再生可能エネルギーの導入目標達成に向け、市内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指していく。

(2) その対策

- ・再生可能エネルギーの利用促進のための施策を展開する。
- ・豊富な森林資源をエネルギーとして有効活用しやすいよう支援を行い、林業の活性化や森林の荒廃防止を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電施設維持管理事業	市	
		木質バイオマス施設整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	脱炭素推進事業 ○具体的な事業内容 ・公共施設への太陽光発電設備導入事業。 ・温浴施設等における木質バイオマスを利用したボイラーによる熱利用の促進。 ○事業の必要性 ・カーボンニュートラルの実現に寄与する。 ○見込まれる事業効果	市	

		・温室効果ガス排出量の削減。		
--	--	----------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

地域づくりは、行政のみでの成功などあり得ず、市民にも積極的に関わってもらい、官民協働で取り組むことが重要である。また、社会の激しい変化に伴い、新しい需要も生まれていることから、地域資源を有効に利活用できるよう、官民が一体となって情報収集に努め、
る検討を行い、行動に移していくことが求められている。

(2) その対策

- ・ 刻一刻と変化する社会情勢を見極めるため、積極的に情報収集を行う。
- ・ 行政職員がまちに出て市民と接し、市の課題や民間の動きを知り、その経験を事業設計に反映させる。
- ・ 地域住民が主体性を持ち地域づくりを進めるために、地域づくりに積極的に取り組む団体を支援する制度を充実させる。

○事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	移住・定住	地域おこし協力隊事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		移住促進事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		移住支援金交付事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		空き家利活用促進事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
2 産業の振興	第1次産業	農業従事者支援事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	商工業・6次産 業化	空き店舗等活用支援補助事 業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		事業者チャレンジ支援補助 事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		店舗リニューアル補助事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	観光	花輪駅周辺活性化事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	企業誘致	企業立地促進事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	その他	有害鳥獣対策事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである

3 地域における情報化	デジタル技術活用	テレビ難視聴対策施設維持管理事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		デジタルデバイド対策事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	鉄道輸送対策事業費補助事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		交通空白地有償運送事業	NPO法人	当該事業の効果は将来に及ぶものである
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	重度障害者理容サービス事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		重度障害者(児)福祉タクシー料金助成事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		特定疾患等患者見舞金支給事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		ショートステイ事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		緊急通報体制等整備事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		日常生活用具給付事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		福祉タクシー料金助成事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		敬老祝金事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである

		敬老旅行事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		安心支援事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
8 教育の振興	その他	わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
9 集落の整備	集落整備	花の里づくり事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		多面的機能支払交付金	任意団体	当該事業の効果は将来に及ぶものである
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	脱炭素推進事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである